

千葉大学オープンアクセス方針

平成 28 年 2 月 15 日 学術研究推進機構 学術資料部門
学術資料専門部会 制定

平成 28 年 3 月 10 日 教育研究評議会 承認

(趣旨)

1. 千葉大学は（以下「本学」という。）、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）によって得られた学術研究成果に対する学内外からの自由な閲覧を保証することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすために、オープンアクセスに関する方針を以下のように定めるものとする。

(学術研究成果の公開)

2. 本学は、出版社、学会、学内部局等が発行した学術雑誌等によって公表された教員の学術研究成果（以下「学術研究成果」という。）を、千葉大学学術成果リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。

(適用の例外)

3. 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申し出が教員からあった場合は、当該学術研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

4. 本方針実施以前に出版された学術研究成果や、本方針実施以前に本方針と相反する契約を締結した学術研究成果には、本方針は適用しない。

(対象となる学術研究成果の取り扱い)

5. 本方針が適用される学術研究成果のリポジトリへの登録・公開、公開後のデータ利用等、リポジトリに関わる事項は、「千葉大学学術成果リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

(附則)

本方針は平成 28 年 4 月 1 日から実施する。